

平成15年度
社会福祉行政業務報告結果の概要
(福祉行政報告例)

目	次	頁
報告の概要	1
結果の概要		
1 生活保護関係		
(1) 被保護世帯数	2
(2) 被保護実人員	2
(3) 保護開始の主な理由	3
(4) 介護扶助人員	3
2 身体障害者福祉関係	3
3 知的障害者福祉関係		
(1) 療育手帳交付台帳登録数	4
(2) 知的障害者援護施設の施設数・定員・在籍人員	4
4 老人福祉関係		
(1) 老人ホームの施設数・定員	5
(2) 老人クラブ数・会員数	5
5 婦人保護関係	5
6 民生委員関係	6
7 社会福祉法人関係	6
8 児童福祉関係		
(1) 保育所の施設数・定員・在籍人員	7
(2) 児童相談所における相談の種類	7
(3) 児童相談所における虐待相談の処理件数	8
9 戦傷病者特別援護関係	8
用語の解説	9

平成15年度社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)の結果は厚生労働省ホームページにも掲載されています。

アドレス (<http://www.mhlw.go.jp/>)

報告の概要

1 報告の目的

福祉行政報告例は、社会福祉関係諸法規の施行に伴う各都道府県、指定都市及び中核市における行政の実態を数量的に把握して、社会福祉行政運営のための基礎資料を得ることを目的とした。

2 報告の対象

都道府県、指定都市及び中核市を対象とした。

3 報告の種類

月報(9表)及び年度報(53表)

4 報告事項

生活保護関係、身体障害者福祉関係、特別児童扶養手当関係、知的障害者福祉関係、老人福祉関係、売春防止関係、民生委員関係、社会福祉法人関係、児童福祉関係、母子保健関係、児童扶養手当関係、戦傷病者特別援護関係

5 報告系統

厚生労働省 —— 都道府県・指定都市・中核市 —— 福祉事務所 等

6 利用上の注意

(1) 表章記号の規約

減少数又は減少率	△
統計項目のあり得ない場合	・
計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	…

(2) 施設数については活動中の施設について集計した。

(3) この概要に掲載の数値は四捨五入してあるので、内訳の合計が総数にあわない場合もある。

結果の概要

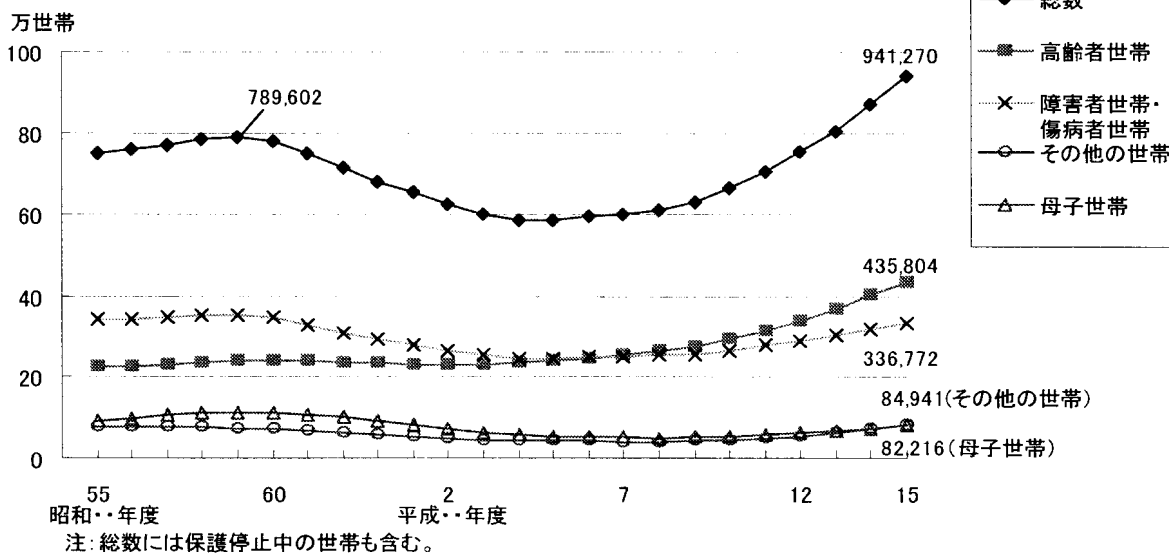
1 生活保護関係

(1) 被保護世帯数

平成 15 年度の 1 か月平均の被保護世帯数は 941, 270 世帯で、前年度に比べ 70, 339 世帯増加した。

被保護世帯数を世帯類型別にみると、高齢者世帯が最も増加している。(図 1)

図1 世帯類型別被保護世帯数の年次推移(1か月平均)

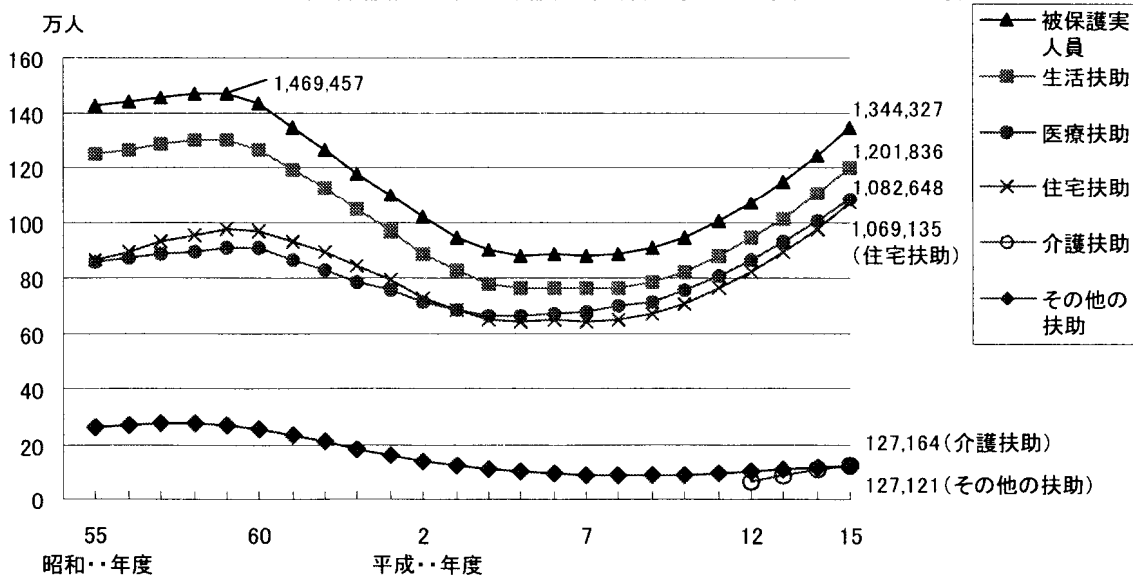


(2) 被保護実人員

平成 15 年度の 1 か月平均の被保護実人員は 1, 344, 327 人となっている。

保護の種類別に扶助人員をみると、生活扶助が 1, 201, 836 人と最も多く、次いで医療扶助 1, 082, 648 人となっている。(図 2)

図2 被保護実人員・保護の種類別扶助人員(1か月平均)



(3) 保護開始の主な理由

平成 15 年 9 月中の保護開始世帯数は 19,440 世帯である。

保護開始の主な理由を構成割合でみると、「傷病による」が 38.6%と最も多く、次いで「働きによる収入の減少・喪失」が 20.4%、「急迫保護で医療扶助単給」が 18.4%となっている。(表 1)

表 1 保護開始の主な理由別世帯数の年次推移

	総 数	傷病による					急迫保護 で医療扶 助単給	要介護 状態	働きによる収入の減少・喪失			社会保 障給 付金・ 仕送 りの 減少・ 喪失	貯金等 の減 少・喪 失	その他	
		総 数	世帯主 の傷病	世帯員 の傷病	世帯 数	世帯 数			総 数	働いてい た者の 死亡・ 離別等	失業				その他
平成11年	14 957	8 042	7 852	190	2 671	765	589	1 317	501	1 215	2 528		
12	14 681	6 347	6 118	229	2 323	41	2 878	832	635	1 411	599	1 500	993		
13	14 757	6 265	6 032	233	2 546	45	2 959	834	695	1 430	643	1 594	705		
14	16 894	6 905	6 692	213	2 484	43	3 747	941	1 096	1 710	768	2 065	882		
15	19 440	7 498	7 234	264	3 575	57	3 966	944	1 241	1 781	861	2 464	1 019		
		構 成 割 合 (%)													
平成11年	100.0	53.8	52.5	1.3	17.9	5.1	3.9	8.8	3.3	8.1	16.9		
12	100.0	43.2	41.7	1.6	15.8	0.3	19.6	5.7	4.3	9.6	4.1	10.2	6.8		
13	100.0	42.5	40.9	1.6	17.3	0.3	20.1	5.7	4.7	9.7	4.4	10.8	4.8		
14	100.0	40.9	39.6	1.3	14.7	0.3	22.2	5.6	6.5	10.1	4.5	12.2	5.2		
15	100.0	38.6	37.2	1.4	18.4	0.3	20.4	4.9	6.4	9.2	4.4	12.7	5.2		

注: 1) 保護開始の主な理由については9月中のみ把握している。

2) 「失業」は、「定年・自己都合退職」、「勤務先都合による解雇等」をいう。

3) 「働きによる収入の減少・喪失」の「その他」は、「老齢による収入の減少」、「事業不振・倒産」及び「その他の働きによる収入の減少」をいう。

(4) 介護扶助人員

平成 15 年度の 1 か月平均の介護扶助人員は 127,164 人で、前年度に比べ 21,200 人（前年度比 20.0%）増加している(表 2)。

表 2 介護扶助人員数の年次推移(1か月平均)

	平成12年度	13年度	14年度	15年度	対前年度	
					増減数	増減率(%)
総 数	66 832	84 463	105 964	127 164	21 200	20.0
施設介護	13 809	18 003	22 679	26 640	3 961	17.5
介護老人福祉施設	3 174	5 683	8 043	10 216	2 173	27.0
介護老人保健施設	5 269	6 655	8 010	9 226	1 216	15.2
介護療養型医療施設	5 366	5 665	6 627	7 198	571	8.6
居宅介護	53 023	66 460	83 285	100 524	17 239	20.7

2 身体障害者福祉関係

平成 15 度末現在の身体障害者手帳交付台帳登録数は 4,559,965 人で、年々増加している(表 3)。

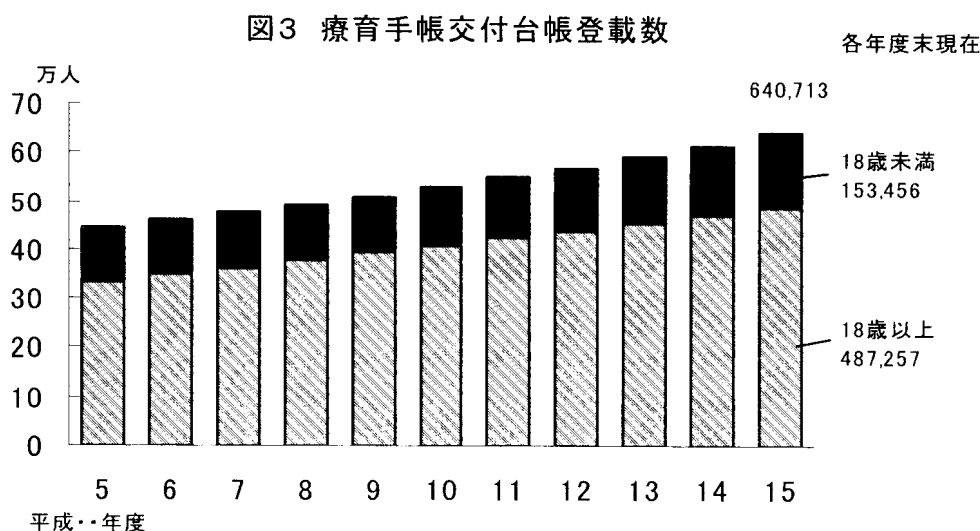
表 3 身体障害者手帳交付台帳登録数

	各年度末現在						
	平成2年度	7年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
総 数	3 441 643	3 846 352	4 199 035	4 292 761	4 373 295	4 448 948	4 559 965
18歳未満	121 298	113 236	108 381	108 955	109 220	108 280	108 011
18歳以上	3 320 345	3 733 116	4 090 654	4 183 806	4 264 075	4 340 668	4 451 954
視覚障害	437 887	418 619	398 212	396 527	393 870	389 508	388 326
聴覚・平衡機能障害	447 038	446 297	436 485	437 765	437 468	435 997	436 017
音声・言語・そしゃく機能障害	41 563	48 727	51 509	52 331	53 345	54 077	55 650
肢体不自由	2 016 960	2 215 267	2 406 022	2 448 445	2 480 584	2 512 260	2 560 211
内部障害	498 195	717 442	906 807	957 693	1 008 028	1 057 106	1 119 761

3 知的障害者福祉関係

(1)療育手帳交付台帳登録数

平成15年度末現在の療育手帳交付台帳登録数は640,713人で、年々増加している(図3)。



(2)知的障害者援護施設の施設数・定員・在籍人員

平成15年度末現在の知的障害者援護施設の施設数は3,538施設、定員は176,707人で、前年度に比べ211施設(前年度比6.3%)、9,283人(同5.5%)増加している(表4)。

表4 知的障害者援護施設の施設数・定員・在籍人員

	各年度末現在							対前年度	
	平成2年度	7年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	増減数	増減率(%)
施設総数	1 681	2 318	2 842	2 997	3 162	3 327	3 538	211	6.3
知的障害者更生施設	1 002	1 330	1 590	1 669	1 740	1 802	1 882	80	4.4
知的障害者授産施設	573	818	1 064	1 134	1 223	1 320	1 446	126	9.5
知的障害者通勤寮	106	112	118	121	123	124	127	3	2.4
知的障害者福祉ホーム	...	58	70	73	76	81	83	2	2.5
定員総数	92 393	121 716	146 863	153 859	160 680	167 424	176 707	9 283	5.5
知的障害者更生施設	63 940	82 091	97 163	101 062	104 350	107 380	111 837	4 457	4.2
知的障害者授産施設	25 943	36 254	46 051	49 056	52 519	56 179	60 842	4 663	8.3
知的障害者通勤寮	2 510	2 673	2 785	2 857	2 897	2 907	3 027	120	4.1
知的障害者福祉ホーム	...	698	864	884	914	958	1 001	43	4.5
在籍人員総数	91 087	119 326	141 689	147 892	153 986	161 753	170 506	8 753	5.4
支給決定人員(再掲)	169 732	.	.
知的障害者更生施設	63 687	81 006	94 451	97 840	101 011	104 590	108 703	4 113	3.9
支給決定人員(再掲)	108 680	.	.
知的障害者授産施設	25 046	35 261	44 096	46 877	49 774	53 817	58 364	4 547	8.4
支給決定人員(再掲)	58 342	.	.
知的障害者通勤寮	2 354	2 512	2 487	2 531	2 563	2 646	2 713	67	2.5
支給決定人員(再掲)	2 710	.	.
知的障害者福祉ホーム	...	547	655	644	638	700	726	26	3.7

注:支給決定人員とは、知的障害者福祉法第15条の12第2項の規定に基づき、施設訓練等支援費の支給決定を受けて入所した者である。

4 老人福祉関係

(1)老人ホームの施設数・定員

平成15年度末現在の老人ホーム(有料老人ホームは除く。)の施設数は7,991施設で、前年度に比べ291施設(前年度比3.8%)増加している。定員は497,216人で前年度に比べ18,965人(同4.0%)増加しており、「特別養護老人ホーム」が14,991人(同4.5%)、「軽費老人ホーム(ケアハウス)」が3,828人(同6.5%)増加している。(表5)

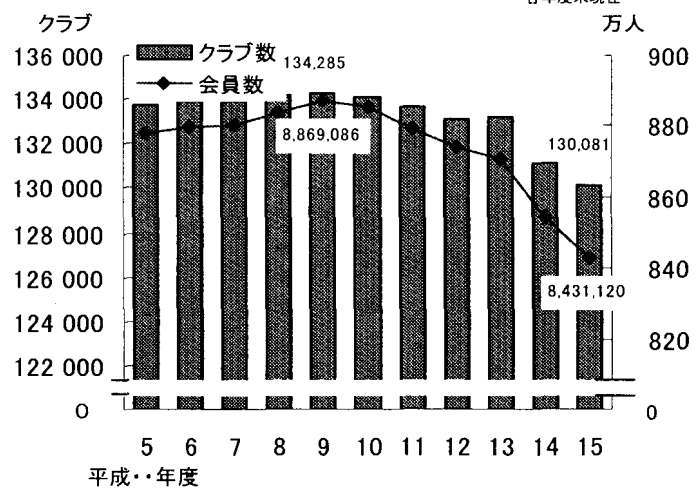
表5 老人ホームの施設数・定員

	平成2年度	7年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	各年度末現在	
								対前年度 増減数	増減率(%)
施設総数	3 525	4 784	6 686	7 002	7 471	7 700	7 991	291	3.8
養護老人ホーム	950	947	949	949	951	953	958	5	0.5
特別養護老人ホーム	2 280	3 256	4 356	4 538	4 871	4 966	5 152	186	3.7
軽費老人ホーム(A型)	254	252	247	244	243	239	239	0	0
軽費老人ホーム(B型)	38	38	38	36	36	35	35	0	0
軽費老人ホーム(ケアハウス)	3	291	1 096	1 235	1 370	1 507	1 607	100	6.6
定員総数	247 958	319 601	417 778	436 327	456 293	478 251	497 216	18 965	4.0
養護老人ホーム	67 978	67 262	66 750	66 633	66 628	66 699	66 927	228	0.3
特別養護老人ホーム	162 649	223 524	291 631	305 156	319 849	336 477	351 468	14 991	4.5
軽費老人ホーム(A型)	15 371	15 151	14 744	14 563	14 433	14 203	14 133	△ 70	△ 0.5
軽費老人ホーム(B型)	1 810	1 810	1 790	1 718	1 718	1 663	1 651	△ 12	△ 0.7
軽費老人ホーム(ケアハウス)	150	11 854	42 863	48 257	53 665	59 209	63 037	3 828	6.5

(2)老人クラブ数・会員数

平成15年度末現在の老人クラブ数は130,081クラブ、会員数は8,431,120人となっており、それぞれ平成9年度をピークに減少傾向にある(図4)。

図4 老人クラブ数・会員数

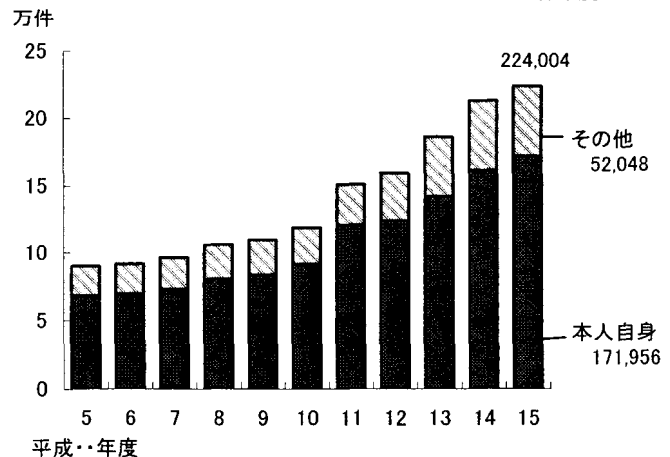


5 婦人保護関係

平成15年度中に婦人相談員及び婦人相談所における他の職員が受付した相談件数は224,004件で、年々増加している。

そのうち本人自身からの相談の受付件数は171,956件である。(図5)

図5 婦人相談員及び婦人相談所における相談の経路別受付件数 各年度



注:「その他」とは「福祉事務所」「縁故者・知人」「他の相談機関」等をいう。

6 民生委員関係

平成15年度末現在の民生委員（児童委員）の数は224,582人であり、15年度中に処理した相談・支援件数は8,671,567件となっている。これを相談の種類別にみると「高齢者に関すること」が4,798,344件(55.3%)と最も多く、次いで「子どもに関すること」が1,334,057件(15.4%)となっている。（図6、図7）

図6 民生委員（児童委員）数 各年度末現在

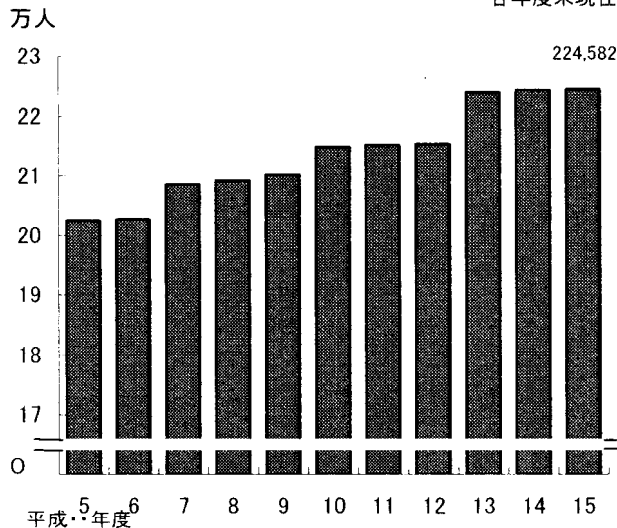
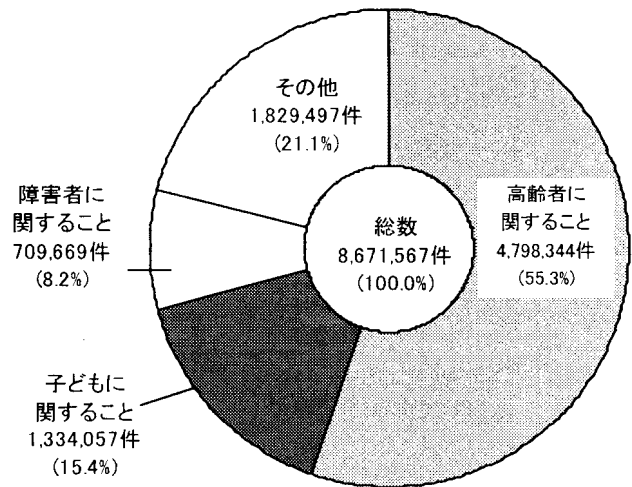


図7 民生委員（児童委員）の相談・支援件数

平成15年度



7 社会福祉法人関係

平成15年度末現在の社会福祉法人数は18,613法人で、前年度に比べ463法人(前年度比2.6%)増加し、なかでも「施設経営法人」は529法人(同3.7%)増加している（表6）。

表6 社会福祉法人数

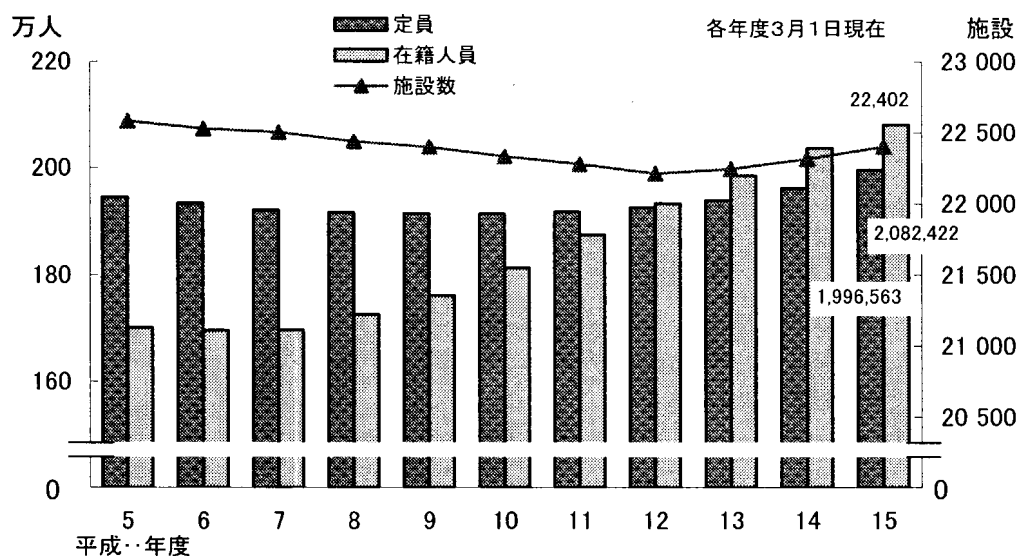
	各年度末現在							対前年度	
	平成2年度	7年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	増減数	増減率(%)
総数	13,356	15,090	16,596	17,002	17,560	18,150	18,613	463	2.6
社会福祉協議会	3,074	3,376	3,404	3,403	3,401	3,381	3,308	△ 73	△ 2.2
共同募金会	47	47	47	47	47	47	47	0	0
社会福祉事業団	105	138	152	152	149	151	152	1	0.7
施設経営法人	10,071	11,455	12,908	13,303	13,864	14,449	14,978	529	3.7
その他	59	74	85	97	99	122	128	6	4.9

8 児童福祉関係

(1) 保育所の施設数・定員・在籍人員

平成16年3月1日現在の保育所数は22,402施設で、定員は1,996,563人となっている。在籍人員は2,082,422人で平成7年度以降増加傾向にあり、平成12年度以降は定員を上回っている。(図8)

図8 保育所の施設数・定員・在籍人員

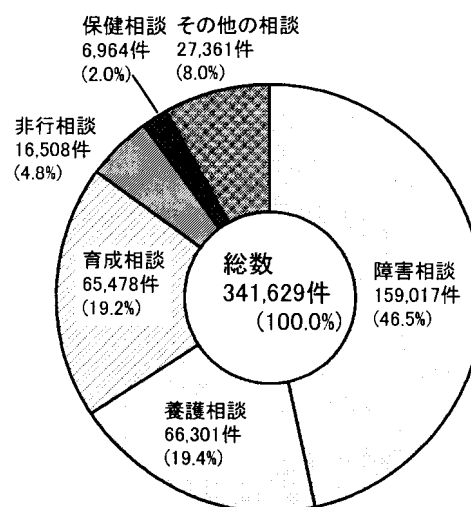


(2) 児童相談所における相談の種類

平成15年度中に児童相談所が処理した児童の福祉に関する相談件数は341,629件である。

相談の種類別にみると「障害相談」が159,017件(46.5%)と最も多く、次いで「養護相談」が66,301件(19.4%)、「育成相談」が65,478件(19.2%)となっている。(図9)

図9 児童相談所における相談の種類別処理件数
平成15年度



(3) 児童相談所における虐待相談の処理件数

平成15年度中に児童相談所が処理した養護相談のうち虐待相談の処理件数は26,569件で、前年度に比べ2,831件(前年度比11.9%)増加している(図10)。これを相談種別にみると、「身体的虐待」が12,022件(45.2%)と最も多く、次いで「保護の怠慢・拒否(ネグレクト)」が10,140件(38.2%)となっている(図11)。

また、被虐待者の年齢別にみると「小学生」が9,708件(36.5%)、「3歳～学齢前」が7,238件(27.2%)、「0～3歳未満」が5,346件(20.1%)となっている(図12)。

図10 虐待相談の処理件数

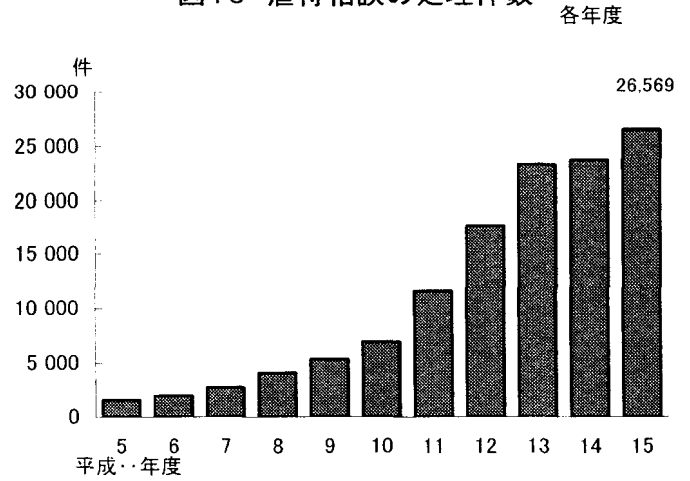


図11 虐待の相談種別構成割合

平成15年度

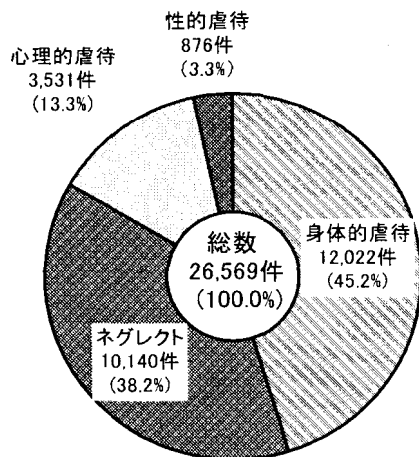
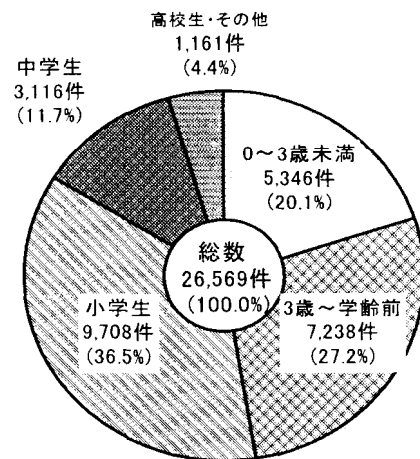


図12 被虐待者の年齢別構成割合

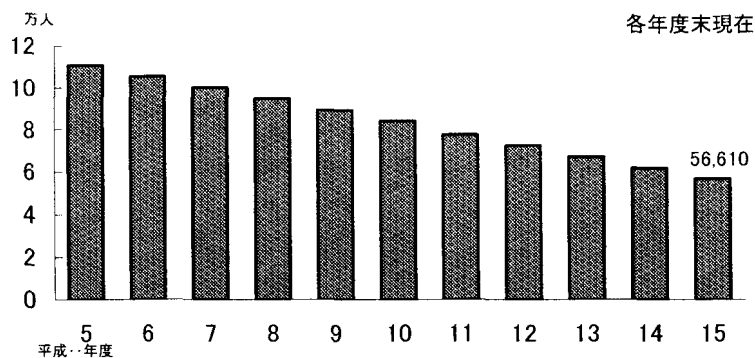
平成15年度



9 戦傷病者特別援護関係

平成15年度末現在の戦傷病者手帳交付台帳登録数は56,610人で、年々減少している(図13)。

図13 戦傷病者手帳交付台帳登録数



用語の解説

1 生活保護関係

(1) 被保護世帯数・被保護実人員（1か月平均）

各月中に1日（回）でも生活保護を受けた世帯数・実人員及び月の初日から末日まで引き続いて保護が停止されていた世帯数・実人員の合計を各年度について1か月平均としたもの

(2) 世帯類型別被保護世帯数（1か月平均）

各月における被保護世帯を下記の世帯類型別に区分したものを各年度について1か月平均としたもの

ア 高齢者世帯

男65歳以上、女60歳以上の者のみで構成されている世帯か、これらに18歳未満の者が加わった世帯

イ 母子世帯

現に配偶者がいない（死別、離別、生死不明及び未婚等による。）18歳から60歳未満の女子と18歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成されている世帯

ウ 障害者世帯・傷病者世帯

世帯主が障害者加算を受けているか、障害、知的障害等の心身上の障害のため働けない者である世帯並びに世帯主が入院（介護老人保健施設入所を含む。）しているか、在宅患者加算を受けている世帯若しくは世帯主が傷病のために働けない者である世帯

エ その他の世帯

上記アからウのいずれにも該当しない世帯

2 身体障害者福祉関係

〔身体障害者手帳交付台帳登載数〕

身体に障害のある者（児）の申請に基づき、都道府県知事、指定都市及び中核市の市長が交付する手帳について、各都道府県等に備え付けられている台帳に記載されている各年度末現在の数

3 知的障害者福祉関係

(1) 療育手帳交付台帳登載数

知的障害者（児）の申請に基づき、都道府県知事及び指定都市市長が交付する手帳について、各都道府県等に備え付けられている台帳に記載されている各年度末現在の数

(2) 知的障害者更生施設

知的障害者を入所又は通所させて保護するとともに、その更生に必要な指導訓練を行う施設

(3) 知的障害者授産施設

知的障害者で雇用されることが困難な者を入所又は通所させて、自活に必要な訓練を行うとともに、職業を与えて自活させる施設

(4) 知的障害者通勤寮

就労している知的障害者を職場に通勤させながら一定期間利用させて対人関係の調整、余暇の活用、健康管理等独立自活に必要な指導を行う施設

(5) 知的障害者福祉ホーム

就労している知的障害者が、家庭環境、住宅事情等の理由等により住居を求めている場合に低額な料金を入居させ、社会参加の助長を図る施設

4 老人福祉関係

(1) 養護老人ホーム

65歳以上の者であって、身体上若しくは精神上又は環境上の理由及び経済上の理由により、居宅において養護を受けることが困難なものを入所させ、養護する施設

(2) 特別養護老人ホーム

65歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難なものを入所させ、養護する施設

(3) 軽費老人ホーム（A型、B型、ケアハウス）

無料又は低額な料金を老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与する施設であって、A型は身寄りがない者、家族との同居が困難な者を、B型は自炊のできる程度の健康状態にある者を、ケアハウスは身体機能の低下等が認められ、または高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者であって、家族による援助を受けることが困難なものを入所させる施設

(4) 老人クラブ

老人福祉法及び「老人クラブ活動等事業の実施について」（平成13年10月1日老発第390号）に基づき、老人の心身の健康の保持増進に資するための事業を行う団体

5 婦人保護関係

[婦人相談所・婦人相談員]

要保護女子に関する各般の問題、家庭関係の破綻、生活の困窮等に関する相談に応じ、必要な指導を行うため、売春防止法及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保

護に関する法律に基づき、都道府県に設置される相談所及び都道府県知事が委嘱する相談員

6 民生委員関係

〔民生委員・児童委員〕

生活困窮者、老人、児童、障害者等で援護を要する者の相談に応じ、援助を行うため、民生委員法に基づき厚生労働大臣が委嘱した者

なお、児童福祉法により、民生委員は児童委員に充てられたものとされる。

7 社会福祉法人関係

(1) 社会福祉法人

社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法に基づき設立された法人

(2) 社会福祉協議会

地域福祉の推進を図ることを目的として、社会福祉法に基づき設立された団体であって、多くは、社会福祉法人として認可されている。

(3) 共同募金会

社会福祉法に基づき、共同募金を行うことを目的として設立された社会福祉法人

(4) 社会福祉事業団

「社会福祉事業団等の設立及び運営の基準について」（昭和46年7月16日社庶第121号）に基づき、地方公共団体が設置した社会福祉施設の受託経営を主たる事業目的として、社会福祉法人として設立された団体

(5) 施設経営法人

社会福祉法に規定する施設を経営する社会福祉法人

8 児童福祉関係

(1) 保育所

児童福祉法により都道府県知事、指定都市及び中核市の市長の認可を受けた保育所

(2) 児童相談所

児童の福祉に関する相談、調査、判定、指導等を行うため、児童福祉法により都道府県・指定都市に設置された相談所

(3) 児童相談所における相談の種類

ア 養護相談

父又は母等保護者の家出・失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、棄児、迷子、被虐待児、被放任児、親権を喪失した親の子、後見人を持た

ぬ児童等環境的問題を有する児童、養子縁組に関する相談

イ 保健相談

未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息等を有する児童に関する相談

ウ 障害相談

肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談、盲、ろう等視聴覚障害児に関する相談、構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ児童、言語発達遅延、注意欠陥障害を有する児童等に関する相談、重症心身障害児（者）に関する相談、知的障害児に関する相談、自閉症若しくは自閉症同様の症状を呈する児童に関する相談

エ 非行相談

虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為、問題行動のある児童、警察署からぐ犯少年として通告のあった児童、触法行為のあったとされる児童、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった児童に関する相談

オ 育成相談

児童の人格の発達上問題となる反抗、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する児童に関する相談、学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で登校（園）していない状態にある児童に関する相談、進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談、家庭内における幼児のしつけ、児童の性教育、遊び等に関する相談

カ その他の相談

上記アからオのいずれにも該当しない相談

9 戦傷病者特別援護関係

〔戦傷病者手帳交付台帳登載数〕

旧軍人軍属であった者で公務上の傷病のあるものの申請に基づき、都道府県知事が交付する手帳について、各都道府県に備え付けられている戦傷病者カードに記載されている各年度末現在の数